

酒類の表示に関する説明事項（各品目共通）

2 酒類業組合法上の表示義務事項（第86条の5関係）

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
氏名又は名称	1 容器又は包装の見やすい箇所に、容易に識別ができる方法で表示しなければなりません。 2 文字の書体は原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、「漢字」、「平仮名」又は「片仮名」で表示しなければなりません。 ただし、名称の表示に併せて、その読み方を「平仮名」又は「片仮名」により表示する場合に限り、当該名称の商業登記法により登記されている文字の種別によることができます。 3 個人の場合は、氏名を表示しなければなりません（屋号の表示だけでは、氏名を表示したことになりません。）。	組合法86の5、組合令8の3①、③ 法令解釈86の5 1(4)本文及びイ 組合令8の3①、③
製造場の所在地	1 容器又は包装の見やすい箇所に、容易に識別ができる方法で表示しなければなりません。 2 文字の書体は原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、「漢字」、「平仮名」又は「片仮名」で表示しなければなりません。 3 住居表示により住居番号まで記載しなければなりません。 4 製造場の所在地の表示に代えて届出をした記号を表示する場合は、住所を表示した上で、「氏名又は名称」の後に一体的に記号を表示しなければなりません。 ただし、一体的に表示することが困難な場合には、「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとします。 なお、当該記号が製造場等を表す記号であることが明らかな場合は、製造場等を表す記号である旨を省略しても差し支えありません。	組合法86の5、組合令8の3①、③ 法令解釈86の5 1(4)本文及びイ 法令解釈86の5 1(3) 組合令8の3⑤ 法令解釈86の5 5
内 容 量	1 内容量の表示は、その容器に充填した容量を「内容量」の文字の後に続けて表示しなければなりません。 主たる商標を表示する側に「内容量」を表示し、また、主たる商標を表示する側に「品目」と併せて表示する場合、他の表示事項との一括表示は省略しても差し支えありません。 2 容器又は包装の見やすい箇所に、容易に識別ができる方法で表示しなければなりません。 3 文字の書体は原則として「楷書体」又は「ゴシック体」で、数字は、原則としてアラビア数字で表示しなければなりません。 4 「L」、「mL」、「ℓ」、「mℓ」、「リットル」又は「ミリリットル」と表示しなければなりません。	法令解釈86の5 3(1) 食品表示基準3① 食品表示基準8四、別記様式一備考8 組合法86の5、組合令8の3①、③ 法令解釈86の5 1(4)本文及びロ 法令解釈86の5 1(5)
酒 類 の 品 目	1 容器又は包装の見やすい箇所に、容易に識別ができる方法で表示しなければなりません。 2 主たる商標を表示する側に「品目」を表示する場合、他の表示事項との一括表示は省略しても差し支えありません。 3 表示する場所は、主たる商標を表示する側の下記の場所に表示しなければなりません（酒類を陳列棚、陳列ケースその他商品を陳列するための設備に陳列した場合においても、その酒類の品目が消費者に容易に認識できる場所に表示しなければなりません。）。 (瓶詰品)：胴部、肩部又は口頭部 (缶詰品)：胴部又は頭部 (樽詰品)：胴部又は鏡部 ただし、他の表示義務事項等と一括して表示する場合には、主たる商標を表示する側以外の場所（底部を除く。）に表示しても差し支えありません。 4 文字の書体は原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、酒税法又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則に表記されている文字の種別で表示しなければなりません。 5 表示する文字の大きさは、内容量に応じ、明瞭に判読できる大きさで、また、文字の色は、表示証又は容器の全体の色と比較して鮮明で、その文字が明瞭に判読できるように表示しなければなりません。 なお、内容量に応じて表示する文字の大きさ（ポイント）は、日本産業規格 Z8305（1962）に規定する文字の大きさとし、 6 他の品目の酒類と誤認されるような商品名等の表示はできません。	組合法86の5、組合令8の3①、③ 食品表示基準8四、別記様式一備考8 法令解釈86の5 2(2) 法令解釈86の5 1(4)本文及び2(1)イ 組合規則11の3③一、二 法令解釈86の5 2(3) 法令解釈86の5 2(1)ト

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等																																							
酒 類 の 品 目	7 酒類の品目の表示については、酒税法第3条に規定されている品目を表示することを原則としていますが、当該品目の名称のほか、以前から既に慣熟した表記として使用されていたものがある場合には、一定の要件の下、一般に慣熟した呼称による表示（例外表示）が可能です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>酒類の品目</th><th>酒類の製造方法・内容等</th><th>例外表示の呼称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清酒</td><td>組合法第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準によって国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができるもの</td><td>日本酒</td></tr> <tr> <td>連続式蒸留焼酎</td><td>当該品目に属する酒類の全てのもの</td><td>ホワイトリカー又は焼酎甲類</td></tr> <tr> <td rowspan="3">単式蒸留焼酎</td><td>当該品目に属する酒類の全てのもの</td><td>ホワイトリカー又は焼酎乙類</td></tr> <tr> <td>酒税法第三条第十号イからホまでに掲げるもの</td><td>本格焼酎</td></tr> <tr> <td>米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機をいう。以下この条において同じ。）により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）</td><td>泡盛</td></tr> <tr> <td>みりん</td><td>当該品目に属する酒類の全てのもの</td><td>本みりん</td></tr> <tr> <td>甘味果実酒</td><td>強壮剤、栄養剤その他の薬剤又はこれらの浸出液を原料の一部としたもの</td><td>薬剤甘味果実酒又は薬用甘味果実酒</td></tr> <tr> <td>ウイスキー</td><td>アルコール分（酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの</td><td>水割りウイスキー</td></tr> <tr> <td>ブランデー</td><td>アルコール分が十三度未満のもの</td><td>水割りブランデー</td></tr> <tr> <td>原料用アルコール</td><td>米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）</td><td>泡盛</td></tr> <tr> <td rowspan="2">リキュール</td><td>強壮剤、栄養剤その他の薬剤又はこれらの浸出液を原料の一部としたもの</td><td>薬味酒又は薬用酒</td></tr> <tr> <td>酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五条第二項第二号に掲げるもの</td><td>白酒</td></tr> <tr> <td>その他の醸造酒</td><td>米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの</td><td>濁酒</td></tr> </tbody> </table> ※ 「連続式蒸留焼酎」及び「単式蒸留焼酎」は、「連続式蒸留しょうちゅう」及び「単式蒸留しょうちゅう」と平仮名による表示が可能です。また、例外表示の焼酎甲類、焼酎乙類及び本格焼酎についても平仮名による表示が可能です。	酒類の品目	酒類の製造方法・内容等	例外表示の呼称	清酒	組合法第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準によって国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができるもの	日本酒	連続式蒸留焼酎	当該品目に属する酒類の全てのもの	ホワイトリカー又は焼酎甲類	単式蒸留焼酎	当該品目に属する酒類の全てのもの	ホワイトリカー又は焼酎乙類	酒税法第三条第十号イからホまでに掲げるもの	本格焼酎	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機をいう。以下この条において同じ。）により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	泡盛	みりん	当該品目に属する酒類の全てのもの	本みりん	甘味果実酒	強壮剤、栄養剤その他の薬剤又はこれらの浸出液を原料の一部としたもの	薬剤甘味果実酒又は薬用甘味果実酒	ウイスキー	アルコール分（酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの	水割りウイスキー	ブランデー	アルコール分が十三度未満のもの	水割りブランデー	原料用アルコール	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	泡盛	リキュール	強壮剤、栄養剤その他の薬剤又はこれらの浸出液を原料の一部としたもの	薬味酒又は薬用酒	酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五条第二項第二号に掲げるもの	白酒	その他の醸造酒	米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの	濁酒	組合規則11の5 法令解釈86の5 2(1)イ
酒類の品目	酒類の製造方法・内容等	例外表示の呼称																																							
清酒	組合法第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準によって国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができるもの	日本酒																																							
連続式蒸留焼酎	当該品目に属する酒類の全てのもの	ホワイトリカー又は焼酎甲類																																							
単式蒸留焼酎	当該品目に属する酒類の全てのもの	ホワイトリカー又は焼酎乙類																																							
	酒税法第三条第十号イからホまでに掲げるもの	本格焼酎																																							
	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（酒税法第三条第十号イに規定する単式蒸留機をいう。以下この条において同じ。）により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	泡盛																																							
みりん	当該品目に属する酒類の全てのもの	本みりん																																							
甘味果実酒	強壮剤、栄養剤その他の薬剤又はこれらの浸出液を原料の一部としたもの	薬剤甘味果実酒又は薬用甘味果実酒																																							
ウイスキー	アルコール分（酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの	水割りウイスキー																																							
ブランデー	アルコール分が十三度未満のもの	水割りブランデー																																							
原料用アルコール	米こうじ（黒こうじ菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く。）	泡盛																																							
リキュール	強壮剤、栄養剤その他の薬剤又はこれらの浸出液を原料の一部としたもの	薬味酒又は薬用酒																																							
	酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五条第二項第二号に掲げるもの	白酒																																							
その他の醸造酒	米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの	濁酒																																							

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
アルコール分	1 容器又は包装の見やすい箇所に、容易に識別ができる方法で表示しなければなりません。 2 文字の書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、数字は、原則としてアラビア数字で表示しなければなりません。 3 税率適用区分に応じ次のいずれかの方法で表示しなければなりません。 (13度以上14度未満の場合) ① 13度以上14度未満 ② 13.0度以上13.9度以下 ③ 13度 ④ 13%以上14%未満 ⑤ 13.0%以上13.9%以下 ⑥ 13% 4 ビール、発泡酒、清酒、果実酒又はその他の醸造酒については、アルコール分±1度の範囲内で「アルコール分〇〇度」（1度単位又は0.5度刻みにより表示する。）と表示しても差し支えありません（表示方法は、法に定める品目又は税率適用区分を同じくする範囲内の取扱いであり、例えば、酒税法第3条第13号ロ、ハ又はニに規定する果実酒の場合、アルコール分14度以上16度未満のものについて、「アルコール分15度」と表示することは認められません。）。	組合法86の5、組合令8の3①、③ 法令解釈86の5 1(4)本文及びロ 法令解釈86の5 3(2)イ 法令解釈86の5 1(5)ハ 法令解釈86の5 3(2)ロ
税率適用区分	1 発泡酒の税率適用区分は、以下のいずれかの方法で表示しなければなりません。 ①「麦芽使用率〇〇%」（原則） ② ただし、次のように表示しても差し支えありません。 イ 麦芽使用率50%以上のもの 「麦芽使用率50%以上」又は「麦芽使用率〇〇%以上」 ロ 酒税法第23条第2項第1号に該当するもの 「麦芽使用率25%以上50%未満」 ハ 同項第2号に該当するもの 「麦芽使用率25%未満」 2 その他の発泡性酒類の税率適用区分は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に次の区分により「①」、「②」又は「③」と表示しなければなりません。 イ 平成29年改正法附則第36条第2項第4号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「①」と表示します。 ロ 同項第3号に規定するその他の発泡性酒類に該当する場合は「②」と表示します。 ハ イ・ロ以外のその他の発泡性酒類に該当する場合は「③」と表示します。 ただし、上記表示を行うに当たり、包材変更に相当期間を要する場合等表示をし難い場合には、組合令第8条の3第6項《表示事項》の規定に基づく承認を受けて、一定の期間上記表示と異なる表示をすることができます。 3 雑酒の税率適用区分は、以下のように表示しなければなりません。 酒税法第23条第5項括弧書に規定する「その性状がみりんに類似するもの」は「雑酒①」、それ以外のものについては「雑酒②」。	法令解釈86の5 3(3)イ 法令解釈86の5 3(3)ロ 法令解釈86の5 3(3)ハ
発泡性を有する旨の表示	発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いなければなりません。表示義務の有無にかかわらず、炭酸ガスを混和した場合は、食品表示基準第3条第1項の規定に基づき、添加物として表示しなければなりません。	法令解釈86の5 3(4)

3 食品表示法上の表示義務事項等

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
文 字 ポ イ ン ト	食品表示基準で定められた義務表示事項に用いる文字については、名称(品目)を除き、日本産業規格 Z8305 (1962) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさとしなければなりません。 ただし、表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって表示すべき事項をふた(その面積が 30 平方センチメートル以下のものに限る。)に表示するものにあつては、5.5 ポイントの活字以上の大きさとすることができます。 なお、業務用加工食品(加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のもの)の表示に当たっては、この限りではありません。 (食品表示基準における義務表示事項) 1 名称(品目) ※ 「酒類の品目」の項目に従い表示してください。 2 保存の方法 3 賞味期限又は消費期限 4 添加物 5 内容量 6 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量 7 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 8 製造所又は加工所の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称) 9 L-フェニルアラニン化合物を含む旨 10 遺伝子組換え食品に関する事項 (注) 酒類については、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」及び「栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム)の量及び熱量」(栄養表示をする場合を除きます)の表示を省略することができます。 ただし、これらの事項を省略しないで表示する場合には、食品表示基準に沿った表示をする必要があります。	食品表示基準 8 九 【参考】Q&A 第 8 条:表示の方式等法令解釈 86 の 5 1 (4)ハ及び 2 (3) 食品表示基準 3 ①、②及び③
表 示 の 方 式	1 名称(品目)、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、(賞味期限)、(保存の方法)、及び食品関連事業者の表示は別記様式一により表示をしなければなりません。ただし、別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りではありません。 ※ 固形量及び内容総量を表示する場合は併せて内容量の表示も必要 2 名称(品目)は、別記様式の枠内ではなく、商品の主要面に表示することができます。この場合において、内容量についても、別記様式一の枠内ではなく、名称(品目)と同じ面に表示することができます。 3 別記様式の枠を表示することが困難な場合は、枠を省略することができます。 4 法令により記載すべき事項及び消費者の選択に資する適正な表示は、枠内に表示することができます。	食品表示基準 8 三 【参考】Q&A 第 8 条:表示の方式等 食品表示基準 8 四、別記様式一備考 8 【参考】Q&A 第 3 条第 1 項:義務表示(内容量) 食品表示基準別記様式一備考 11 食品表示基準別記様式一備考 12
名 称	名称(品名)は、その内容を示す一般的な名称を表示しなければなりません。 また、酒類の品目以外の一般的な名称を表示する場合にあつては、名称(品目)と酒類の品目の表示を併せて行うことが必要です。	食品表示基準 3 ① 【参考】Q&A 第 3 条第 1 項:義務表示(名称)
食品関連事業者の氏名又は名称及び住所	1 食品関連事業者のうち、表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示しなければなりません。 2 食品関連事業者が、製造業者、加工業者、輸入業者又は販売業者の場合にあつては、項目名をそれぞれ「製造者」、「加工者」、「輸入者」又は「販売者」と記載しなければなりません。 酒類業組合法上の表示義務者と表示内容に責任を有する食品関連事業者が異なる場合は、酒類業組合法上の表示義務者の表示に当たっては、その取引形態に応じて、「酒類製造業者」若しくは「製造場」、「輸入元」、「販売元」などの項目名を付して表示してください。	食品表示基準 3 ① 食品表示基準別記様式一 備考 5

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
製造所所在地等	1 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称）を表示しなければなりません。 ただし、食品関連事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所所在地等と同一である場合は、製造所所在地等の表示は省略しても差し支えありません。 2 製造所所在地等は、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければなりません。 3 表示可能面積が、おおむね 30 平方センチメートル以下である場合は、製造所所在地等の表示を省略しても差し支えありません。	食品表示基準 3 ① 食品表示基準 8 五 食品表示基準 3 ③
製造所固有記号	1 原則として同一製品を 2 以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者又は販売者は、消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字等の制限がある。）の表示をもって製造所所在地等の表示に代えても差し支えありません。 2 製造所固有記号をもって表示する場合にあつては、原則として、食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示します。 ただし、他の法令の規定により、最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の厳格な管理が行われているような場合であつて、かつ、当該法令その他関係法令に基づく表示から、最終的に衛生状態を変化させた者又は場所が特定できる場合にあつては、「同一製品を二以上の製造場で製造している場合」と取り扱うことが認められています。	食品表示基準 3 ① 【参考】Q&A 第 3 条第 1 項：義務表示（製造所又は加工所の所在地等） 食品表示基準 8 六
添 加 物	1 添加物に占める重量の割合の高いものから順に物質名を表示しなければなりません（食品表示基準別表 6 に掲げられた添加物を含む食品には、物質名及び用途）。 2 添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称をもって表示しても差し支えありません。 3 原材料表示に続けて表示する場合は、原材料と添加物の間に「／」を入れるなどの方法により、原材料名と添加物を明確に区分しなければなりません。 4 表示可能面積が、おおむね 30 平方センチメートル以下である場合は、添加物の表示を省略しても差し支えありません。 表示事項の内容から、別記様式による表示と同等程度に分かりやすい表示の場合、様式によらず表示事項だけの表示も可能です。	食品表示基準 3 ① 食品表示基準別記様式一 備考 2 【参考】Q&A 第 3 条第 1 項：義務表示（添加物） 食品表示基準 3 ③
L-フェニルアラニン化合物	アスパルテームを含むものにあつては、L-フェニルアラニンを含む旨を表示しなければなりません。	食品表示基準 3 ②
遺伝子組換え食品	1 組換え DNA 技術を用いて生産された農産物等を主な原材料としている場合、遺伝子組換えに関する表示をしなければなりません。 2 組換え DNA 技術を用いて生産された農産物等を主な原材料としていない場合、遺伝子組換えに関する表示は必要ありません。 3 表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下である場合、遺伝子組換え食品に関する表示を省略しても差し支えありません。	食品表示基準 3 ②、別表 17、18 食品表示基準 3 ③
栄養強調表示	栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示する場合は、以下の要件を満たさなければなりません。 1 含まない旨及び低い旨の表示は、食品表示基準別表第 13 に定める基準値に満たない場合。 2 低減された旨の表示は、比較対象食品との成分量の差が 100ml 当たりで規定された基準値以上の絶対差に加え、他の比較対象食品に比べて低減された割合が 25% 以上の場合。 3 1 又は 2 の表示をする場合、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量を表示していること。 ※ ナトリウムは、原則として「食塩相当量」として表示します。	食品表示基準 7 食品表示基準 3 ③

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
糖類を添加していない旨	糖類を添加していない旨を表示する場合は、以下の要件を全て満たさなければなりません。 1 いかなる糖類も添加していないこと。 2 糖類に代わる原材料又は添加物を使用していないこと。 3 酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えないこと。 4 当該酒類の100 ml又は1本分当たりの糖類の含有量を表示していること。 5 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量を表示していること。 ※ ナトリウムは、原則として「食塩相当量」として表示します。	食品表示基準7 食品表示基準3③ 【参考】Q&A 第7条:任意表示(糖類)
表示禁止事項	次に掲げる事項等を表示することはできません。 1 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語 2 義務表示事項の内容と矛盾する用語 3 内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示	食品表示基準9 景表法4
原料原産地名	1 食品表示基準の別記様式1又はこれと同等程度にわかりやすく一括して、容器包装に原料原産地名欄を設け、原材料名に対応させて原料原産地を表示する、原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原産地名を表示する、いずれかの方法により表示します。 2 以下に該当する場合は原料原産地表示を行う必要はありません。 (1) 他法令により表示がなされている場合 清酒、単式蒸留焼酎（米焼酎）、みりん、果実酒及び甘味果実酒については、米トレサ法又は組合法に基づく表示の基準に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合。 (2) 経過措置の対象となる場合 ① 令和4年3月31日までに製造される酒類（改正附則第2条） 施行日（平成29年9月1日）から令和4年3月31日までに製造される酒類。 ② 施行の際に酒類製造場に現存する酒類（改正附則第3条） 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にある酒類。	食品表示基準3② 【参考】Q&A別冊【原料原産地表示関係】

4 酒類業組合法上の表示義務事項（第86条の6関係）

表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示	1 酒類の容器又は包装には、「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。 ※ 令和4年3月31日までは、「20 歳未満の者」を「未成年者」と表示しても差し支えありません。 2 表示に使用する文字は、6ポイントの活字(内容量が360ml以下の容器にあつては 5.5 ポイント)以上の大きさの日本語で表示しなければなりません。 3 専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、内容量が50ml以下のもの、調味料として用いられること又は薬用であることが明らかなもの等については、表示を省略することができます。	20歳未満の者の基準1 20歳未満の者の基準2 20歳未満の者の基準3 法令解釈86の6 6 (3)、(4)
地 理 的 表 示 の 名 称	1 地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類については、原則として、地理的表示の名称を表示できません。 ※ 国税庁長官が指定した地理的表示及び諸外国との間で相互保護に合意している酒類の地理的表示については、最新の情報を国税庁ホームページ（ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の表示＞酒類の地理的表示一覧等＞酒類の地理的表示一覧（以下、この表示事項について同じ））でご確認ください。 ※ 生産基準については、国税庁ホームページに掲載しています。 ※ 地理的表示の名称の表示については、酒類の真正の産地として表示する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で表示される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い表示される場合を含みます。 2 酒類の容器又は包装に地理的表示の名称を表示する場合は、表示した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「GI」の文字を併せて表示しなければなりません。 ただし、①地理的表示「日本酒」、②指定された日から2年を経過していない地理的表示、③保護に当たって交渉等を通じて確認した日本国以外のWTO加盟国の地理的表示については、この限りではありません。 また、地理的表示の名称を表示していない酒類には、「地理的表示」等の文字を表示することはできません。	地理的表示基準9、10 地理的表示基準1 地理的表示基準11 地理的表示基準12

5 その他法令事項

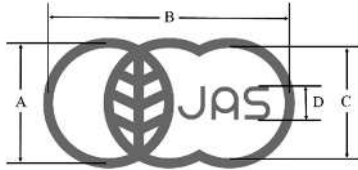
表 示 事 項	内 容	根 拠 法 令 等
原 料 米 等 の 産 地 表 示	1 産地情報伝達については、経過措置により、施行日（平成23年7月1日）以後流通する米を原料として製造された酒類から対象となります。 2 商品に産地情報を記載する方法を原則としています。	米トレサ法附則1二、米トレサ令附則1 米トレサ法8①、②、米トレサ命令3①、4
資 源 有 効 利 用 促 進 法 等 の 表 示	1 アルミ缶又はスチール缶で、製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示をすることが困難な場合にあっては、当分の間、缶の胴以外の部分に表示をすることができます。 2 1の「製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示をすることが困難な場合」については、①国内において酒類を充てんする場合にあっては、商品の品質、容器の材質、容量又はデザインのうち、いずれかが異なること、②国外において酒類を充てんする場合にあっては、①に加えて、海外における輸出業者ごとにみた商品の製造数量又は輸入数量が、前年1年間の実績でおおむね3百万缶未満の場合に限り適用されます。 製造または輸入数量が3百万缶未満の場合であっても、①国内において酒類を充填する場合は、印刷缶であるとき、また、②国外において酒類を充填する場合は、当該商品に日本向けとしてのオリジナルのデザインが缶の胴に印刷されるとき又は我が国の法律により義務付けられている表示事項が缶の胴に印刷されるときは、それぞれ、「缶の胴に表示することが困難な場合」には該当しません。 3 ペットボトルについては、下記の条件を全て満たす場合は、個別容器への印刷又はラベルによる表示を省略することができる。 (1) 個別容器の底部又は側部に1箇所以上、刻印している。 (2) 全ての流通段階において外装（段ボール、紙等の外装）のある販売単位により最終消費者に販売されるものである（バラ売りは対象外） (3) 外装に次の大きさ以上で、1箇所以上刻印、印刷又はラベルによる表示があり、役割名（ボトル等）が併記されている。 (識別マークの表示例)  一 辺 の 長 さ : 28mm 以上 数 字 の 大 き さ : 26 ポイント以上 文 字 の 大 き さ : 17 ポイント以上	鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平3 大蔵、農林水産、通商産業省令第1号）附則2 法令解釈第8編第2章1《鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い》(4) ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（平5 大蔵、農林水産、通商産業省令第1号）2二

(注) 根拠法令等に記載した用語は次の法令等を示す。

- 1 組合法・……………酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）
- 2 組合法令・……………酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和28年政令第28号）
- 3 組合規則・……………酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年省令第11号）
- 4 地理的表示基準・……………酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年国税庁告示第19号）
- 5 20歳未満の者の基準・……………二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年国税庁告示第9号）
- 6 法令解釈・……………酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）第8編第1章
- 7 食品表示基準・……………食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）
- 8 Q&A・……………食品表示法における酒類の表示のQ&A（平成30年7月 国税庁）
- 9 景表法・……………不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
- 10 米トレサ法・……………米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）
- 11 米トレサ令・……………米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令（平成21年政令第261号）
- 12 米トレサ命令・……………米穀等の産地情報の伝達に関する命令（平成21年内閣府・財務省・農林水産省令第1号）

(R1.7)

有機酒類の表示に関する説明事項

項 目	内 容	根拠法令等
格 付 の 表 示	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式は図1とし、次のa)～e)によります。  認証機関名 認証番号 図1－有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式 a) Aは5 mm 以上としなければなりません。 b) BはAの2倍とし、DはCの3/10 としなければなりません。 c) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとしなければなりません。 d) 認証機関名は、略称を記載することができます。 e) 認証番号は、関係法令の規定によって有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の包装、容器又は送り状に表示される事項によって、有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者、外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載する必要はありません。	告示第24号 2
名 称 の 表 示	1 有機加工食品の名称の表示は、次の例のいずれかによる。“〇〇”には、当該加工食品の一般的な名称を記載しなければなりません。 a) “有機〇〇”又は“〇〇（有機）” b) “オーガニック〇〇”又は“〇〇（オーガニック）” 2 その他有機加工食品のうち、“〇〇”に記載する一般的な名称が、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品の一般的な名称と同一となるものにあつては、食品表示基準の別記様式1の枠外に、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品又は有機農畜産物加工食品でないことが分かるように記載しなければなりません。 (注) 指定農林物資以外の農林物資については、法第63条第2項の規定に従つて、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないとされています。 3 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の例のいずれかによって記載する名称の前又は後に“転換期間中”と記載しなければなりません。 4 3にかかわらず、商品名の表示されている箇所近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、“転換期間中”と記載する場合は、3の記載を省略することができます。	有機加工食品 JAS 6.1.1 有機加工食品 JAS 6.1.2 有機加工食品 JAS 6.1.3 有機加工食品 JAS 6.1.4

項 目	内 容	根 拠 法 令 等
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあっては、その一般的な名称の前又は後に“有機”等の文字を記載しなければなりません。	有機加工食品 JAS 6.2.1
	2 1にかかわらず、使用した原材料のうち、有機農産物、有機畜産物、有機藻類又は有機加工食品にあっては、“有機”等の文字に代えて有機を示す記号を記載してよい。この場合は、有機を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式1の枠外に記載しなければなりません。 (注) 記号には、“*”や“#”などが考えられます。	有機加工食品 JAS 6.2.2
	3 使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあっては、1又は2によって記載する原材料名の前又は後に“転換期間中”の文字を記載しなければなりません。	有機加工食品 JAS 6.2.3
	4 3にかかわらず、使用した原材料のうち、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものにあっては、“転換期間中”の文字に代えて、転換期間中を示す記号を記載してよい。この場合は、転換期間中を示す記号に関する説明を食品表示基準の別記様式1の枠外に記載しなければなりません。 (注) 記号には、“*”や“#”などが考えられます。	有機加工食品 JAS 6.2.4
	5 3及び4にかかわらず、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、JIS Z 8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、“転換期間中”と記載する場合は、3及び4の記載を省略することができます。	有機加工食品 JAS 6.2.5

(注)「根拠法令等」欄に記載した用語は次の法令等を示す。

- 1 告示第24号……………有機農産物、有機飼料、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法（令和6年7月1日 財務省・農林水産省告示第24号）
- 2 有機加工食品 JAS……………日本農林規格（JAS1606）

(R7.7)